

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 釧路三慈会病院が開設する（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団三慈会 釧路三慈会病院 通所リハビリテーション
- 二 所在地 北海道釧路市幣舞町4番30号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者
 - 医師 1名（常勤兼務1名）
 - 理学療法士 0名（常勤兼務0名）

作業療法士 1名（常勤兼務0名、常勤専任1名）

看護師 1名（常勤専任1名）

准看護師 0名（常勤専任0名）

介護職員 5名（常勤専任5名）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日、12月30日から1月3日を除く。（長期連休は営業する場合あり。）
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時45分から午後4時までとする。

（通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- 一 1単位目 20名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。

- 一 機能訓練
 - 二 入浴
 - 三 食事の提供
 - 四 健康チェック
 - 五 送迎
- 2 食費は、500円を徴収する。
 - 3 おむつ代は、使用した方から実費を徴収する。おむつの種類によって料金設定。
 - 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する
 - 5 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に足して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、釧路市（但し、旧阿寒、旧音別町を除く）、
釧路町（但し、遠矢、別保地区を除く）

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- 二 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- 三 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契

約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成24年9月1日から施行する。

附則

この規定は、平成25年5月1日から施行する。

附則

この規定は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規定は、令和2年11月11日から施行する。

附則

この規定は、令和3年1月4日から施行する。

附則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。